

佐賀県選挙管理委員会告示第 26 号

平成 31 年 2 月 17 日執行の鳥栖市長選挙に関する審査の申立てについて、次のとおり裁決した。

令和元年 8 月 23 日

佐賀県選挙管理委員会委員長 大 川 正 二 郎

裁 決 書

佐賀県鳥栖市神辺町 1383 番地 1

審査申立人総代 岡 本 梅 夫

佐賀県鳥栖市原古賀町 337 番地 3

審査申立人総代 江 副 康 成

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から、平成 31 年 4 月 18 日に提起された平成 31 年 2 月 17 日執行の鳥栖市長選挙（以下「本件選挙」という。）における選挙及び当選の効力に関する審査の申立て（以下「本件審査の申立て」という。）について、佐賀県選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

理 由

1 審査の申立ての要旨

申立人は、本件選挙における選挙及び当選の効力に関し、平成 31 年 3 月 4 日に、鳥栖市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）に対して異議の申出を行ったところ、市委員会は、同年 3 月 28 日に、この異議の申出を棄却する決定（以下「原決定」という。）を行った。

申立人は、原決定を不服として、同年 4 月 18 日に、当委員会に対し、原

決定を取り消し、本件選挙の無効及び本件選挙の当選人である橋本康志（以下「当選人橋本」という。）の当選を無効とする旨の裁決を求める審査の申立てを行った。

本件審査の申立ての理由を要約すれば、次のとおりである。

(1) 本件選挙の無効について

① 無効票の中の他事記載とされた票（9票）の取扱について

どのような投票が他事記載になるのかは一義的に定まっておらず、選挙人は、無効となる他事記載について十分理解していない。投票の価値を毀損するような場合でない他事記載は、有効とすべきである。

選挙人が、自分がどの候補者に投票したかを他人に知らせようとする投票であることが明白な場合に限定して、他事記載は無効とすべきである。

よって、市委員会が「他事記載として無効」とした取扱は、違法である。

② 未成年者を使った選挙運動が行われたことによる影響について

当選人橋本が、同年2月14日に開催した総決起大会において、子どもを壇上に上げ、「頑張ろう三唱」をしていたことは、選挙違反行為に当たる。また、この行為により、当選人橋本が子育てに熱心な候補として士気が高まった。そのうえ、翌日の佐賀新聞紙面で、上記の場面が報道されたことにより、当選人橋本が公約として掲げる「子育て支援」を補強し、好印象を持たれた。

さらに、新聞購読者等は数千人にのぼり、候補者の当落に多分の影響を与えた。

よって、本件選挙が無効又は当選人橋本の当選が無効との根拠にすべきである。

③ 候補者の得票数が僅差の場合における票の点検方法について

人がなすことには、何事にもミスがつきものである。本件選挙がわずかに 10 票差で当落が分かれたことは、投票数に照らせば（有効投票数が 25,689 であったことから）、2,569 票に 1 回の割合でミスが発生すると、当落が覆る。

投票の点検作業は、複数の職員が分担し、手作業で行っており、投票の有効、無効の判断は容易ではない例が少なくない。投票の有効、無効の判断が的確に行われていることを担保する明確な説明がなければ納得できない。

市委員会が開票の際に採用している一括点検方式は、100 票を一束として、得票集積台に載せられた投票を、投票立会人（正：開票立会人）が自由に点検するやり方だが、束になった票は玉石混交で（明確に有効と判定される票と審査係において審査の結果有効と判定された票が混在し）、有効な点検方式とはいえない。

開票立会人、選挙立会人は、選挙の専門家ではなく、初めて立会人になる人が多いので、万能ではない。市委員会が決定書中で述べているような、選挙会等の場で立会人から異議がなかったからといって、票の再点検を認めない理由にはならない。

(2) 当選人の当選無効について

上記(1)の①②③の他、下記④⑤により、当選人橋本の当選は無効である。

④ 佐賀県議会議員選挙（鳥栖市選挙区）においてミスが発生したが、本件選挙においてもミスが発生した可能性

平成 31 年 4 月 7 日執行の佐賀県議会議員選挙（鳥栖市選挙区）における開票の際に、投票総数（正：投票者数）と開票総数が 7 票異なっ

一致しない事態となり、再点検した結果、93 票の束を 100 票と数えていたことが判明した。本件選挙においても、こうしたミスが発生していないとはいえない。

- ⑤ 埼玉県春日部市長選挙において、当選者と次点の票数が僅差であったことで、当選の効力に係る異議申出が提出され、春日部市選挙管理委員会が票の再点検を行った事例

埼玉県春日部市長選挙（平成 29 年 10 月 22 日執行）において、当選者と次点の票数差が 8 票だったことから、選挙結果を不服とした選挙人から当選の効力に係る異議申出が行われ、春日部市選挙管理委員会は、全投票の再点検を行っている。

原決定において、市委員会は、疑問票や無効票の具体的内容や有効性の判断について全く具体的な内容を提示せず、終始抽象的な判断手順を示すにとどまっている。

本件選挙における全投票の再調査（再点検）をする必要性が強く認められ、再調査（再点検）を行うことが適切である。

2 疑いのない事実関係

当委員会は、本件選挙について、事実関係を確認するため、公職選挙法（以下「法」という。）第 216 条第 2 項で準用する行政不服審査法第 33 条の規定に基づき、令和元年 5 月 17 日及び同年 5 月 23 日に、職権により、市委員会に対し、本件選挙に関する書証の提出を求めた。

市委員会から提出された書証によると、本件選挙は平成 31 年 2 月 10 日に告示され、同日午後 5 時の受付終了までに、届出順に無所属新人の榎原聖二（以下「候補者榎原」という。）及び無所属現職の当選人橋本の 2 名が立候補の届出を行った。

なお、同日、市委員会は、法第 79 条第 2 項の規定に基づき、本件選挙の

開票の事務を選挙会の事務と併せて行う旨の告示を行った。

同年2月17日に投票が行われ、同日午後9時から、鳥栖市宿町926番地の鳥栖市民体育館で開票が行われた。開票終了後の選挙会において、当選人橋本の得票数が12,744票、候補者榎原の得票数が12,734票と報告され、当選人橋本を当選人と決定し、候補者榎原が届け出た立会人1名、当選人橋本が届け出た立会人1名及び選挙長が選任した立会人1名の合計3名は、ともに選挙録の記載が真正であることを確認し、署名している。選挙会は同日午後10時30分に終了した。

翌2月18日に、市委員会は、当選人橋本を本件選挙の当選人として告示した。

3 裁決の理由

当委員会は、本件審査の申立てを受理した後、市委員会から関係書類を徴し、また市委員会からは弁明書を、申立人からは反論書を徴し、慎重に審理を行った。

本件審査において、申立人は、本件選挙の無効を主張するとともに、当選人橋本の当選無効についても主張している。選挙争訟において、当選人が当選無効となるには、選挙が有効に成立していることが前提となるため、先ず本件選挙の有効、無効について検討する。

(1) 本件選挙の無効原因の有無について

法第205条第1項では、「選挙の効力に関し異議の申出、審査の申立て又は訴訟の提起があった場合において、選挙の規定に違反することがあるときは選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限り、当該選挙管理委員会又は裁判所は、その選挙の全部又は一部の無効を決定し、裁決し又は判決しなければならない。」と規定されている。

① 無効票の中の他事記載とされた票（9票）の取扱について

申立人は、「どのような投票が他事記載になるのかは一義的に定まっておらず、選挙人は無効となる他事記載について十分理解していない。よって、投票の価値を毀損するような場合でない他事記載は、有効とすべきである。」また、「選挙人が、自分がどの候補者に投票したかを他人に知らせようとする投票であることが明白な場合に限定して、他事記載は無効とすべきである。」と主張する。

しかし、法第 68 条第 1 項では、「衆議院（比例代表選出）議員又は参議院（比例代表選出）議員の選挙以外の選挙の投票については、次の各号のいずれかに該当するものは、無効とする。」と規定され、同項第 6 号では、「公職の候補者の氏名のほか、他事を記載したもの。ただし、職業、身分、住所又は敬称の類を記入したものは、この限りでない。」と規定されている。

これに関しては、株式会社ぎょうせいが刊行する「逐条解説公職選挙法・上」の 587 ページでは、他事記載について「『他事』とは、候補者の氏名を記載した文字以外の一切の記載をいう。『職業、身分、住所又は敬称の類』も『他事』ではあるが、これらの記入は無効として取り扱わないというに過ぎない。」とされている。

また、判例では、法第 68 条第 1 項第 6 号において、「いわゆる他事記載を無効とする趣旨は、投票の記載が投票者の何人であるかを推知させる機縁をつくり、秘密投票制を破壊するのを防止するため、そのような記載を抑制することにある。」（昭和 63 年 6 月 30 日仙台高等裁判所判決）とされ、他事記載のある投票について、「投票になんら記載する必要がない事柄であり、（中略）これを記載した選挙人の意図の如何はともかくとしても、これによつて選挙人がなんびとであるかを探知させる機縁となるおそれは一般的には氏名などの場合以上であり、（中略）

それは選挙の公正を害するおそれが多く、しかも、これを無効としても、選挙人の正当な選挙権の行使を不当に制限することとなるおそれが比較的少ないもので、投票の秘密保持、選挙の公正確保の要求が制度的にも原則として優位を是認されるべき事項である。それゆえ、このような記載は、投票者の意図如何は明らかでなくても、それが無意識的なものでなく、ともかくも書くことにつき意識あつて記載したものというべき限りは原則として事項の大小などを問わず、一般的に選挙の公正を害するおそれがあるものとして無効とされなければならない。」(昭和 35 年 3 月 24 日高松高等裁判所判決) とされている。

さらに、申立人が審査申立書等で引用している昭和 49 年 11 月 20 日の東京高等裁判所の判決では、「いわゆる他事記載とは、投票に意識的に符号ないし暗号となるようななんらかの記載をして、何びとがその投票をしたかを他人に知らせようとするようなものを指すと解すべきであるから、それは有意的記載であることの明白な場合に限るべきである。従つて、投票用紙に候補者の氏名以外の余分の記載があるとしても、氏名の誤記によるもの、書き損じを抹消するためになされたもの、無意識ないしは不用意に付された汚点、氏名の記載に際して筆が自然に走つたものと認められるもの、句読点に類するもの等は、いずれも有意のものとは認められないから、これらが投票に記載されているからといつて、その票が無効となるものではない。」とされている。

言い換えれば、以上の逐条解説、各判例からすれば、法第 68 条第 1 項第 6 号にいう他事記載とは、候補者の氏名を記載した文字以外の一切の記載をいい、同号の職業、身分、住所又は敬称の類は他事記載であっても無効とはせず、また、氏名の誤記、書き損じの抹消、無意識ないしは不用意に付された汚点、氏名の記載に際して筆が自然に走つたものと

認められるもの、句読点に類するもの等の例外を除き、記載した選挙人の意図如何に関わりなく、投票に意識的に記載されたことが明白な何らかの記載は無効となるというべきである。

また、申立人は、その主張の中で、当委員会が作成した「平成 31 年 4 月 7 日執行佐賀県議会議員選挙 開票立会人の手引」の 12 ページの「他事が記載されている場合であっても、有意に記載したものとは認められず、投票の秘密が侵されるおそれがない投票は無効票とはなりません。」と記載した部分を根拠として引用している。

しかし、そのページの冒頭部分で、当委員会は、「候補者の氏名のほか、他事を記載した投票は原則として無効となります（法第 68 条第 1 項第 6 号）。」と記載し、かつ、職業、身分、住所又は敬称の類以外でも有効と判定される他事記載の例については、同手引の 15 ページから 16 ページにかけて記載しているところであるが、それらは、ふりがな、抹消訂正、句読点等、不用意に付けたと認められる点や線、候補者氏名の略記等であり、「意図的に付けたと考えられる『しるし』がある投票は無効となります」としているのものであって、前記「逐条解説公職選挙法」や各判例と同趣旨である。

したがって、仮に、申立人が申立書等に記載しているような「榎原頑張れ」と記載された投票があったとすれば、その投票は、正に、意識的に記載されたことが明白な他事記載のある投票であり、前記の例外とはなりえないものであるから、無効とすべき投票の典型である。

市委員会は、弁明書の中で、「(選挙の) ガイドブック・手引書等の示す有意の記載でないというのは、勢い余って点を打って(記入して)しまった、あるいは字を間違えて思わず訂正のため線で文字を消してしまっただけというような場合である。」とし、仮に「榎原頑張れ」という票が

あるとした場合、「頑張れ」という文言については「有意の記載に当たると判断する」としているのものであって、前記の法第 68 条第 1 項第 6 号の適正な解釈に基づく判断をしていたものと認められ、その他に他事記載とされた票の取扱について問題となる点はうかがわれない。

他方、申立人の法の解釈は全く誤っており、申立人が申立書等の中で根拠としている判例や当委員会が作成した資料の引用は、その一部分のみを捉えて趣旨を誤解したものであるから、申立人の主張には理由がない。

② 未成年者を使った選挙運動が行われたことによる影響について

申立人は、「当選人橋本が、選挙運動の際に未成年者を使用したことは、選挙違反行為に当たる。また、この行為により、子育てに熱心な候補として士気が高まり、翌日の佐賀新聞紙面において、上記の場面が報道されたことにより、当選人橋本が、公約として掲げる『子育て支援』を補強し、好印象を持たれた。さらに、新聞購読者等は数千人にのぼり、候補者の当落に多分の影響を与えた。それゆえ、本選挙は無効である。」旨主張している。

先に述べたように、法第 205 条第 1 項では、選挙の効力に関し審査の申立てがあった場合において、「選挙の規定に違反することがあるときは選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限り」、当該選挙管理委員会は、「その選挙の全部又は一部の無効を」裁決しなければならない、と規定されている。

ここで「選挙の規定に違反する」とは、「選挙の管理執行に関する規定に違反する場合の外、例えば官憲その他による甚だしき弾圧、干渉、妨害、又は広範囲に亘る買収誘惑等のため到底選挙法の理念とする自由、公正な投票が期待しがたいような事由のある場合を指称するもの

で、候補者、選挙運動者又は選挙人等に選挙法の取締規定に違反するところがあっても、かかる事由は右にいわゆる選挙の規定に違反する場合に該当しないものと解するのを相当とする。」（昭和30年8月26日大阪高等裁判所判決）とされている。

別の判例では、「選挙管理の任にあたる機関が選挙の管理執行の手續に関する規定に違反したとき若しくは直接明文の規定には触れないが、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則を著しく阻害するような管理執行をしたときを指すものであって、候補者や選挙運動者が選挙運動の取締規定に違反したような場合を含むものではないと解するのを相当」とされている（昭和39年3月31日東京高等裁判所判決）。

また、「選挙人、候補者、選挙運動者等の選挙の取締りないし罰則規定違反の行為のごときは、これ（選挙の規定に違反することがあるとき）に当たるものでない。それは、かかる違法行為も多かれ少なかれ選挙の結果に影響する場合が多いであろうが、公職選挙法はその違反者を処罰することによってこれら規定事項の遵守を期待しているのであって、その違法行為のために選挙を無効として再選挙を行うことを趣旨とするものではない」（昭和61年2月18日最高裁判所判決）とされている。

さらに、法には「選挙管理委員会が上記（法）違反に対処すべき義務や権限に係る規定は置いていないから、（中略）被告（選挙管理委員会）においては、当該行為が違法であるか否かの審査判断をなすべき権限も義務も有しておらず、違反行為を取り締まるべき地位にもなかつたというほかない。」（平成29年4月12日東京高等裁判所判決）とされている。

本件選挙において、当選人橋本の総決起大会において子どもを壇上に上げ、「頑張ろう三唱」をしたことや、その状況が新聞紙面に掲載されたこと等をもって、市委員会が「選挙の管理執行の手續に関する規定に

違反した」、あるいは「選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則を著しく阻害するような管理執行」を行っていたとは到底認められない。

また、本件選挙が、広範囲にわたる買収誘惑等のために「選挙法の理念とする自由、公正な投票が期待しがたいような事由のある場合」であったとも到底認められない。その他本件選挙が無効となるような事情はうかがわれない。

したがって、本件選挙は、選挙が無効となるような「選挙の規定に違反すること」があったとはいえない。

上記の平成 29 年 4 月 12 日の東京高等裁判所の判決によれば、実際に、当選人橋本が未成年者を使用した選挙運動を行ったか否かについて、市委員会又は当委員会が審査し、判断する立場ではないが、仮に上記の違反行為が行われていたとしても、上記の昭和 61 年 2 月 18 日の最高裁判所判決にもあるとおり、そのことをもって本選挙が無効であるということとはできない。

したがって、申立人の主張には全く理由がない。

③ 候補者の得票数が僅差の場合における票の点検方法について

市委員会が当委員会に提出した弁明書及び本件選挙における開票開始から開票結果確定までの手順を説明した書証「平成 31 年 2 月 17 日執行鳥栖市長選挙 開票事務の手引」によれば、

- ・ 投票の混同後、開披し、候補者の氏名が完全かつ明確に記載され、どの候補者の得票であるかが明確な投票は、候補者別に分類する。
- ・ 開披作業により候補者別に分類された投票用紙は、内容点検係に回付され、1 票ずつ表面及び裏面の記載内容の点検を受ける。無効票及び疑問票は、審査係に回付される。
- ・ 完全有効票（完全明確に候補者の氏名、氏又は名が記載された投票）

は、開披作業の際及び内容点検係で2回のチェックを受ける。2回のチェックにより疑問票と判定された投票用紙は、審査係が点検を行う。審査係で有効と判断された票だけが完全有効票となる。

- ・ 審査係は、法令、実例、判例等により判断できるものは有効票、無効票として仕分け、法令、実例、判例等によってもなお判断できないものは、疑問票として処理する。
- ・ 内容点検係及び審査係で有効票と判断されたものは、第1計算係及び第2計算係で枚数が確認され、付せん係が500票、100票の束及び端数票に集約し、計算係で票数を集計後、集積台に集める。
- ・ 審査係で有効票とならなかった票（疑問票及び無効票）は、開票（選挙）立会人、開票管理者（選挙長）に回付され、最終的に、開票管理者（選挙長）が有効・無効を決定する。
- ・ 無効票は、計算係が無効原因別に票数を集計後、集積台に集める。
- ・ 集積台に集められた票は、開票（選挙）立会人が自由に手に取って検査できる（一括点検方式）。

といった、当委員会が作成した「平成31年4月7日執行佐賀県議会議員選挙 開票事務の留意点」等に例示する標準的な手順に準じた手順で開票事務が行われており、特段問題となるような点は認められない。

また、申立人は、「2,569票に1回の割合でミスが発生すると、当落が覆る云々」と主張しているが、本件選挙において、市委員会が、実際に2,569票に1回の割合でミスを発生させていたという事実もなく、申立人は、憶測による独自の主張を展開しているにすぎない。

さらに、申立人が「有効でない点検方式」と主張している一括点検方式については、迅速かつ効率的に開票作業を進めるための点検方式であって、全国の市町村において採用され、多くの選挙で一括点検方式によ

り開票が行われているところである。申立人は、一括点検方式が「有効でない」旨主張しているが、憶測による独自の主張を展開しているにすぎない。

市委員会は、当委員会に本件選挙の選挙録を提出しているが、その選挙録は、当選人橋本及び候補者榎原からの届出及び本件選挙の選挙長の選任により、適法に定められた選挙（開票）立会人が立ち会って開票作業が行われ、選挙長（開票管理者）が、「選挙は公正、適法に行われた」と認めて選挙録を調製し、選挙（開票）立会人は、その結果が真正であることを確認したうえで選挙録に署名したものである。このことから、本件選挙において、開票は公正、適正、適法に行われたものと推認される。

なお、申立人は、「開票立会人、選挙立会人は、選挙の専門家ではなく、初めて立会人になる人が多いので、万能ではない。市選挙管理委員会が決定書中で述べているような、選挙会等の場で立会人から異議が出なかったからといって、票の再点検を認めない理由にはならない。」と主張している。しかし、選挙後にそのようなことを主張するのであれば、初めから選挙制度に知見のある立会人を選任しておけば済むことであって、申立人の主張をもって、市委員会が票の再点検を行わなければならないという理由には、全く当たらない。

以上で述べたように、市委員会による本件選挙の管理執行は適正に行われており、何ら選挙の規定に違反していたということはない。したがって、申立人が主張する本件選挙が無効であるという理由は、全くない。

(2) 当選人橋本の当選無効原因の有無について

次に、当選人橋本の当選無効原因の有無について、検討する。

昭和 30 年 9 月 29 日の大阪高等裁判所判決等で示されている、当選無効の原因となり得べき違法事由は、

ア 当選人を決定した機関（選挙会）の構成や決定手続の違法

イ 各候補者の有効得票数の算定の違法

ウ 当選人となり得る資格の有無の認定に関する違法

の 3 つである。

申立人は、

① 無効票の中の他事記載とされた票（9 票）の取扱

② 未成年者を使った選挙運動が行われたことによる影響

③ 候補者の得票数が僅差の場合における票の点検方法

④ 佐賀県議会議員選挙（鳥栖市選挙区）においてミスが発生したが、本件選挙においてもミスが発生した可能性

⑤ 埼玉県春日部市長選挙において、当選者と次点の得票数が僅差（8 票差）であったことで、当選の効力に係る異議申出が提出され、春日部市選挙管理委員会が票の再点検を行った事例

により、当選人橋本の当選無効を主張している。

先ず、①については、上記(1)の①において述べているように、市委員会が、開票の際に適正な法解釈に基づく判断をしていたものと認められ、各候補者の有効得票数の算定において違法な点は認められない。したがって、上記の昭和 30 年 9 月 29 日の大阪高等裁判所判決などで示されている当選無効の原因となり得べき違法事由（上記ア、イ及びウ）のいずれにも該当しない。

次に、②については、上記の当選無効の原因となり得べき違法事由のいずれにも該当しない。

③については、上記(1)の③において述べているように、本件選挙にお

いて、開票は公正、適正、適法に行われていたと認められるのであり、各候補者の有効得票数の算定の違法となるような点は認められない。したがって、上記の当選無効の原因となり得べき違法事由のいずれにも該当しない。

④については、申立人は、本件選挙の約2か月後に執行された佐賀県議会議員選挙（鳥栖市選挙区）の事例を引用し、当選人の当選無効を主張しているが、当該選挙は、最終的に投票者数と開票総数は一致し、ミスがなく終了しているものである。仮に、別の選挙においてミスが発生していたとしても、本件選挙においてミスが発生していたとは限らず、申立人の主張は全く根拠のない憶測によるものにすぎない。実際、本件選挙で特段問題となるようなことはなかった。したがって、上記の当選無効の原因となり得べき違法事由のいずれにも該当しない。

⑤については、投票者数、有効投票数、候補者別の得票数、無効投票数等の選挙の状況が全く異なる他の地方自治体での事例であるから（例えば、本件選挙における無効投票数は211票であったが、春日部市長選挙における無効投票数は、その10倍以上の2,246票に達していた。）、市委員会が、原決定を行う過程で、春日部市選挙管理委員会と同様の対応を行わなかったとしても、何ら問題はない。各候補者の有効得票数の算定の違法となるような点は認められず、上記の当選無効の原因となり得べき違法事由のいずれにも該当しない。

したがって、申立人の当選人橋本の当選を無効とする主張には、全く理由がない。

以上のことから、本件選挙を無効とする事由及び本件選挙の当選人橋本を当選無効とする事由は認められないため、当委員会は、主文のとおり裁決する。

令和元年8月22日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 大 川 正 二 郎

委 員 石 橋 亨 見

委 員 篠 崎 と も 子

委 員 二 宮 幸 枝

教 示

この裁決に不服があるときは、公職選挙法第207条の規定により、当委員会を被告として、この裁決書の交付を受けた日又は同法第215条の規定による告示の日から30日以内に、福岡高等裁判所に訴訟を提起することができる。